

グリーン調達ガイドライン 添付資料1

日本パーカライジング株式会社 「包装に対する使用禁止及び管理物質」リスト Ver. 1.20

制定 2018年10月01日

改定 2021年03月01日

日本パーカライジング株式会社 製造部 発行

本資料は、グリーン調達ガイドライン添付資料の「包装に対する使用禁止及び管理物質」リストです。
包装資材(袋、缶、ドラム缶、ポリドラム等)の材質に含まれていないことのご確認をお願い致します。
尚、特定の仕向け先への包装材にはこれ以外の物質についても禁止管理対象となる場合がございます。
※下記の物質が含有している場合は、事前に弊社へご相談ください。

1) 禁止物質

1 カドミウムおよびその化合物/六価クロム化合物/鉛およびその化合物/水銀およびその化合物
対象範囲： ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中にカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の総重量濃度が100ppmを超える状態で含有がある場合。 ③六価クロムについて、ドラムのクロー징バンドに使用されている場合を除く。また接液部に使用されていないこととするがブリキ、ティンフリースチール(TFS)を除く。 注記：対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。
2 フタル酸ジブチル (DBP)
対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
3 フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)
対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
4 フタル酸ブチルベンジル (BBP)
対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
5 フタル酸ジイソブチル (DIBP)
対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合

2) 管理物質

1 ヒ素化合物
対象範囲： ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
2 塩化コバルト
対象範囲： ①意図的添加がある場合、及び、存在が確認できる場合。 ②不純物として、均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
3 ジブチルスズ化合物 (DBT)
対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。
4 ジオクチルスズ化合物 (DOT)
対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合 注記 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。

5	三置換有機スズ化合物
	対象範囲： ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合 注記1 三置換有機スズ化合物とは、3つの有機置換基を有するスズ化合物で、トリブチルスズ化合物（TBT）、トリフェニルスズ化合物（TPT）のような化合物を指します。 注記2 対象範囲の濃度については金属換算値を適用します。
6	ポリ臭化ビフェニル（PBB）類
	対象範囲： ①意図的添加がある場合 ②均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
7	ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）類
	対象範囲： ①意図的添加がある場合 ②不純物として、均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
8	ポリ塩化ターフェニル（PCT）類
	対象範囲： ①均質材料中に50ppmを超える含有がある場合
9	パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩およびエステル
	対象範囲： ①均質材料中に1,000ppmを超える含有がある場合
10	臭化メチル（CAS RN® 74-83-9）
	対象範囲： ①意図的添加がある場合
11	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
	付表1 ご参照
12	ジメチルフマレート(別名：フマル酸ジメチル)（CAS RN® 624-49-7）
	対象範囲： ①均質材料中に0.1ppmを超える含有がある場合
13	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩
	対象範囲： ①意図的添加がある場合 ②均質材料中に25ppmを超える含有がある場合
14	ホルムアルデヒド
	対象範囲： ①均質材料中に75ppmを超える含有がある場合（プラスチック樹脂、繊維） ②均質材料中に0.1ppmを超える含有がある場合（繊維版、合板等の木工製品）
15	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物（BNST）
	①意図的添加がある場合
16	リン酸トリス（TCEP、TCPP、TDCPP）
	①意図的添加がある場合 ②均質材料中に1000ppmを超える含有がある場合
17	トリ（1-アジリジニル）ホスフィンオキシド
	対象範囲： ①意図的添加がある場合
18	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質
	対象範囲： ①意図的添加がある場合

<付表 1 包装に対する1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン>

1つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	
芳香族アミンの名称	CAS RN®
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
o-アニシジン	90-04-0
2-ナフチルアミン	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
4-アミノピフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
o-トルイジン	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
p-クロロアニリン	106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
<p>注記 このガイドラインの管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」です。これは、アゾ基の還元分解により付表 1 に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指します。 また、対象範囲で規定する閾値30ppmは、アゾ染料・顔料ではなく、付表 1 に該当するアミンに適用されます。</p>	